

決算特別委員会会議録

開会時間 午前10時03分

閉会時間 午後2時39分

日時 平成24年11月14日（水）

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子
副委員長 棚本 邦由
委員 臼井 成夫 高野 剛 石井 脩徳 堀内 富久
塩澤 浩 桜本 広樹 清水 武則 皆川 巖
保延 実 仁ノ平尚子 丹澤 和平 大柴 邦彦
永井 学 高木 晴雄 久保田松幸 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 芦沢 幸彦 知事政策局次長 小野 浩
知事政策局次長（秘書課長事務取扱） 山下 誠
知事政策局次長（広聴広報課長事務取扱） 松谷 荘一 政策参事 茂手木 正人
企画県民部次長 古屋 正人

企画県民部長 丹澤 博 企画県民部理事 河野 義彦
企画県民部次長 古屋 正人 企画県民部次長 伏見 健
企画課長 相原 繁博 世界遺産推進課長 市川 満
北富士演習場対策課長 小林 善太 情報政策課長 清水 正
統計調査課長 浅沼 潔 県民生活・男女共同参画課長 小松 万知代
消費生活安全課長 前沢 喜直 生涯学習文化課長 斉藤 進
国民文化祭課長 樋川 昇

森林環境部長 安藤 輝雄 林務長 深沢 侑企彦
森林環境部理事（林業公社改革・最終処分場）高木 昭 森林環境部次長 守屋 守
森林環境部技監（林政） 佐野 克己
森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 長江 良明
森林環境総務課長 大堀 道也 環境創造課長 小島 徹
大気水質保全課長 山口 幸久 環境整備課長 保坂 公敏
みどり自然課長 石原 三義 林業振興課長 中山 基
県有林課長 江里口 浩二 治山林道課長 沢登 智

会計管理者 広瀬 猛 出納局次長（会計課長事務取扱） 吉田 泉
管理課長 小林 幸子 工事検査課長 風間達夫

産業労働部長 新津 修 産業労働部理事 中込 雅 産業労働部理事 高根 明雄

産業労働部次長 堀内 浩将 産業労働部次長（産業集積推進課長事務取扱）小林 明
産業政策課長 伊藤 好彦 海外展開・成長分野推進室長 内藤 正浩
商業振興金融課長 赤池 隆広 産業支援課長 藤本 勝彦
労政雇用課長 塚原 稔 産業人材課長 遠藤 克也

観光部長 小林 明 観光部理事 市川 由美 観光部次長 堀内 久雄
観光企画・ブランド推進課長 青嶋 洋和 観光振興課長 弦間 正仁
観光資源課長 芹沢 正吾 国際交流課長 佐野 宏

県土整備部長 酒谷 幸彦 県土整備部理事 手塚 茂昭
県土整備部次長 桐原 篤 県土整備部技監 上田 仁
県土整備部技監 井上 和司 総括技術審査監 小野 邦弘
県土整備総務課長 石原 光広 美しい県土づくり推進室長 山口 雅典
建設業対策室長 遠藤 正記 用地課長 清水 豊
技術管理課長 内田 稔邦 道路整備課長 大久保 勝徳
高速道路推進室長 細川 淳 道路管理課長 鈴木 洋一
治水課長 中嶋 晴彦 砂防課長 松岡 雅臣
都市計画課長 市川 成人 下水道課長 小池 厚
建築住宅課長 松永 久士 営繕課長 和田 健一

会計管理者 広瀬 猛 出納局次長（会計課長事務取扱） 吉田 泉
管理課長 小林 幸子 工事検査課長 風間 達夫

議題 認第1号 平成23年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要

午前10時03分から午前11時05分まで知事政策局及び企画県民部及び森林環境部関係（午前10時46分から午前10時55分まで休憩をはさんだ）、午前11時20分から午後2時37分まで産業労働部及び観光部及び県土整備部及び出納局関係（午前11時47分から午後1時04分まで休憩をはさんだ）の総括審査を行った。

審査終了後、認第1号議案及び認第2号議案について採決し、午後2時39分に閉会した。

質 疑

知事政策局・企画県民部・森林環境部関係

（太陽光発電の普及と促進について）

堀内委員

森林環境部所管の太陽光発電の普及と促進について伺います。国では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量削減のため、省エネルギーの推進とエネルギー資源の多様化を進めてきております。昨年3月11日以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの取り組みが全国各地で活発になっています。そのための取り組みの一つであります自然エネルギーの一層の普及を図るために、太陽光発電機器等に対する補助制度などを行っています。

そのような中で、山梨県は全国有数の日射量を有しており、太陽光発電に適していることから、山梨県地球温暖化対策実行計画でも太陽光発電を積極的に推進していくとしています。今年6月の定例会での横内知事の所信説明でも、2050年ま

でに県内で必要な電力は 100% 県内で賄っていけるようにエネルギーの地産地消を目指す」と表明したところでもあります。これを実行するためには県内の企業、事業所、工場などの屋根に太陽光を設置、そして住宅においては半分ぐらいの割合で太陽光発電を普及させなければ目標の達成はできないとしています。

そこで幾点かお尋ねしますが、住宅用の太陽光発電普及率の山梨県の全国の順位はどのぐらいかわかりますか。

小島環境創造課長 現在の普及率でございますけれども、およそ 4.9% という状況でございます。

堀内委員 普及率じゃなくて、順位です。

小島環境創造課長 失礼いたしました。9 位と承知をしております。

堀内委員 今、普及率のほうが 4.9% と言ったけれども、これはもうちょっと上がっていると思います。今、5.1% ぐらいですかね。順位も 7 位タイというようなところだと思います。1 位はどこかわかりますか？

小島環境創造課長 佐賀県と承知しております。

堀内委員 ちなみに 1 位が佐賀県ですけれども、普及率が 7.3%、山梨県が 5.1% でその差が 2.2% あるわけですね。本来、日照時間が山梨県の場合は 1 番ということでもうちょっと普及してもいいじゃないかなと思うんですけれども、日照時間が山梨県は 1 位ということですから、ちなみに佐賀県は何位かわかりますか。

小島環境創造課長 これは佐賀市の状況でございますけれども、19 位と承知しております。

堀内委員 日照時間などの条件がいい山梨県が 7 位といった順位で、19 位の佐賀県が 1 位ということですから、これはどんなことかなと私もちょっと考えた経緯がありまして、これはただ単に職員のやる気なのかなというふうにも感じています。たまたま、去年の 12 月ごろだったと思うんですけれども、私の知り合いの方から電話を受けました。実は山梨県のほうに太陽光発電設置の助成金の申し込みをしたけれども、なかなか交付されないという相談がありまして、現地へ私も行き話をお聞きしました。山梨県の太陽光の申請に係る補助金の交付の対象は、「県内においてみずから所有し、かつ、居住する既設の住宅（店舗、事務所などとの兼用は可とする）に金融機関などから設置費用を借り入れして住宅用太陽光発電設備を設置しようとする個人とする」というふうに書いてあるんですけれども、これは、要するに、条件とすれば、居住する家じゃなければだめだよと。ただし、店舗だとか事務所などはいいということにする。これで間違いありませんか。

小島環境創造課長 そのとおりでございます。

堀内委員 今、山梨県のほうでやられている、こういう申請に係るものは、本来は居住するという条件があるんですけれども、聞くところによると、例えば物置だとか車庫の上にも太陽光をのせているという話を聞くんですけれども、その辺はどうですか。

小島環境創造課長 委員の御指摘のとおり、この補助金は本人が居住する持ち家の屋根に太陽光発電設備を備えた住宅を普及するということが大きな狙いがございますけれども、ただ、この原則だけを運用いたしますと、母屋では日当たりが悪いといったようなこ

とが出てまいりますので、その例外といたしまして、住宅の附属物である場合には物置あるいは車庫などについては対象とさせていただきます。

堀内委員

たまたま、その依頼のありました方の家では、同一敷地内に居住している建物が 2 つあるわけですが、片一方のほうに住んで、もう一つのほうには住んでおらず、こちらのほうには親が住んでいる。こちらの屋根へのせて、要するに、充電部というんですか、変換器は自分の申請したところだと、何としてもだめだということをお聞きしているんです。

小島環境創造課長

その件につきましても私ども、いろいろ調べさせていただき、御相談をさせていただいております。御本人が居住しているお宅につけるとというのが大原則で例外として御本人の居住しているお宅の附属物である物置や車庫であればいいということでございますので、その件については、大変恐縮であったわけでございますけれども、補助対象とはならなかったということでございます。

堀内委員

やっぱりそういうトラブル的なものだとかありますので、ならば、本来は手順書というようなものがあれば説明がついたのではないかと思います。言った人の感覚で物を決めるとかじゃなくて、やはり細かい手順書があって、山梨県ではこういうふうに決めているからこれで了解してくださいというようなものがあれば私はよかったかなとも思うんですけれども、そのときはそういう手順書がなくて、口頭でそういう説明をして、だから、当然、申請した人も納得いかなかったのではないかなと思います。

それともう 1 つ、太陽光というのはモジュール、要するに、光を受光するところと、光を受光してそれを直流にするんですね。直流から今度はパワーコンディショナーというところに持ってくるわけです。そこで交流の 100 ボルトに変換して、それから売電する。今、課長さんがおっしゃっていたように、パネルの部分というのは、非常に光の当てぐあいというものがありますので、私はむしろパネルというのは、同一敷地内だったら、やっぱり一番良い条件のところへ設置するのが一番いいんじゃないかとも思うんです。問題は、要するに、パワーコンディショナーだとか、電気を売電だとか買うところがやっぱり一番基本じゃないかなと思うんですけれども、その辺の見解はどんなふうに思われますか。

小島環境創造課長

今、2 つのお話をいただいたと思っております。1 つは、手引書のようなものがあつたらよかつたじゃないかというふうなお話でございます。実は昨年度まではそういったものをつくっておりませんで、補助金交付要綱ということで御説明をさせていただいております。当然、運用の内規が含まれておりまして、御相談があれば、私どもは、裁量ではなくて、その内規をもとに個別に御判断をさせていただいたということでございますけれども、いろいろ御相談などを踏まえますと、やはりあらかじめ細かい内規的なものをお示ししておく必要があるのではないかなということで、今年度からは手引書をつくらせていただきまして、細かい部分につきましてもあらかじめホームページなどに掲載をいたしまして、お示しできるような形と改善させていただいております。

2 点目の御質問、パネルは敷地内であればいいのではないかというお話でございます。先ほども私、ちょっと申し上げましたけれども、この補助金の狙いというのは、限られた予算の中でより効果的に山梨県としてのモデルを広めていくと。1 つは、持ち家比率が 7 割という非常に高い本県でございます。その持ち家の屋根にパネルをのせていくというものに狙いを絞って普及を図っていきたいという考え方がございます。その例外として、同じ敷地内であれば、住宅の附属物の車庫とかそ

ういったことまではやむを得ないだろうということでございます。原則の例外でございまして、その例外をさらに、敷地内であればどこでもいだろうというふうに広げてまいりますと、やはりそれはなかなか補助制度の運用が難しくなってしまうといったことがございます。したがって、私どもとしてもできる限り県内での普及に努めてまいりたいと思っておりますけれども、厳しい財政状況などを鑑みまして、これから変更ということはなかなか難しいわけでございますけれども、県民の皆様方にできるだけ御理解いただけるように、これからはいろいろ御説明、あるいは広報等に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

堀内委員

今、課長さんのおっしゃったことは大筋ではわかるし、私の言った敷地内のどこでもいいじゃないかというのちょっと広範囲過ぎるんじゃないかなというふうにも思うんですけども、やっぱり自然を相手にするものですから、条件次第では、例えば風力だったら風のないところへ風力の風車を持っていっても意味もないし、先ほどちょっと言ったのは、何でこっち側へやったかという、南側のところに山がありまして、どうしても時間的に少し遅くなってしまうんですね。だから、同一敷地内の自分の持ち家だったらいいじゃないかと。たまたまその人は設置してしまったから問題が出てしまったんですけども、設置しないで先に県当局のほうに伺えようまくいったんじゃないかなと思うんですけども、今、課長さんのほうから、手順書だとか、そういうものを決めたというふうにおっしゃられたのを聞きましたので、これからはそういうトラブルは少なくなるんじゃないかなと思います。

また、日照時間日本一ということで山梨県はそういう有利な条件がありますので、1位ということじゃなくても本当はベストスリーぐらいに入るのがいいんじゃないかなというふうにも思うんですけども、特に知事が2050年に掲げている、自前の電気をつくろうというふうな意気込みでやっていますので、ベストスリーぐらいに行けるようにぜひ頑張っていただきたいと思っております。

小島環境創造課長 今、委員からお話ございましたように、現在9位という状況でございますけれども、できる限り順位を上げていくということが、エネルギー地産地消を進めていく上で、これは住宅用太陽光発電の普及というのは本当に大きな柱になると思っております。当然、個々の補助制度ということもございまして、それを運用するに当たりまして、それぞれ相手になるのは一般の県民の皆様方でございます。個々の事情をよくお聞きいたしまして、よりよい設置方法がないかどうかということも事前に私ども職員が一緒になって考えさせていただきまして、しゃくし定規でない懇切丁寧な対応をしながら、できるだけ普及促進を図っていきたいと考えております。

（県産材の県内消費の拡大について）

大柴委員

森林環境部の成果説明書39ページの県産材の県内消費の拡大についてお伺いいたします。成果説明書では県産材の県内の消費を拡大するために、約3億7,000万円の予算を使って、公共建築物や公共事業等への利用、また一般住宅へも柱材の提供などを行ったとありますけれども、具体的にどのように取り組んでいるのかまずお伺いします。

中山林業振興課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。予算執行の中身については、3億7,000万円の予算の中身につきましては、県内の2市3村2法人が実施しました木造公共施設など7施設の整備に対しまして3億5,600万円余りを補助金として交付しております。またこのほかに、県産材の県内消費ということで、生産から加工に至る履歴が明らかな県産認証材として、木造公共施設への利用及び

住宅などを建築する際に県産認証材の柱材や内装材の無償提供を行っている県木材協会への助成として約 1,200 万円余を行っているところです。また、県産材を利用した製品の開発や普及活動を行う団体にも支援をしており、さらに県発注の林道事業や治山事業などの公共土木工事につきましても、県産材を利用し、県産材の県内消費に努めているところでございます。

大柴委員 今、説明がありましたように、木造の公共建築物等の整備 7 施設に 3 億 5,000 幾らとかいうような形と県発注の公共土木工事等に利用しているということですが、取り組みについてはわかるんですけれども、成果がこれでどのぐらい出ているのか。出なかったら意味がないわけですから、そこで、これからの取り組みによる県産材が県内でどのぐらい消費が拡大したのか伺います。

中山林業振興課長 県産材の消費につきましては、県産材であることの認証制度を始めました平成 16 年度に約 4,000 立方でありました流通量が、平成 23 年度には約 2 万 2,000 立方に増加しております。また、公共土木工事への利用も、平成 16 年度に 1,560 立方でありましたが、平成 23 年度には 3,266 立方に増加しております。県産材の消費の拡大が図られていると思っております。

大柴委員 今、平成 16 年度が 4,000 立方、平成 23 年度が 2 万 2,000 立方で約 5.5 倍の県産材の消費があったということで、効果が出ているとわかりましたので、またしっかりお願いいたします。

（木材産業等高度化推進資金の貸付金について）

次に 19 ページの木材産業等高度化推進資金の貸付金についてお伺いしたいんですが、林業を取り巻く環境は今大変厳しい現状であると思っております。県の中小企業の高度化資金の不良債権などの問題もある中で、木材産業等高度化推進資金の貸付金において、平成 23 年度の状況と貸付金による効果をお伺います。

中山林業振興課長 木材産業等高度化推進資金貸付金につきましては、内容的には、県が山梨中央銀行に預託しまして、素材生産業者や木材製造業者などに融資をしているものでございます。融資を受ける事業者の方々は、独立行政法人農林漁業信用基金から債務保証を受けておりますので、県の債権回収が不能となることはございません。また、どのような方向に役立っているかという御質問ですが、これは主に事業者の運転資金としまして、製品の製造に必要な原木や製材品の購入などに使用されて、その中で各事業体の経営改善に生かされているところでございます。平成 23 年度末の貸付残高につきましては、3 つの事業者におきまして 7,936 万円の貸付残高がでございます。

大柴委員 今のお答えですと、県の債権の回収が不能となることはないということですから、この辺は一安心するわけでございますけれども、せつかくの貸付金ですから有効に活用していただくよう、ぜひよろしく申し上げます。

次に、厳しい環境の中で林業を担っている事業体への支援について伺います。持続可能な林業経営を行っていくためにはさまざまな形での支援が必要であると思っておりますけれども、県ではどのような支援に取り組んでおりますか。

中山林業振興課長 林業事業体、また担い手への支援としましては、雇用や労働の環境改善費用の助成として、林業労働者通年就労奨励金事業や就業者を雇う際に必要な資金の貸し付けとして、林業促進資金の貸付金、あるいは高性能林業機械などの導入費用の助成としまして低コスト林業支援事業などの助成を行っております。また、個々の林

業事業体につきましては、各林務環境事務所の林業普及指導員が、雇用の改善及び経営の合理化に向けた事業体の指導、助言を行っているところであります。今後もこうした取り組みを継続することにより、何とか林業事業体が自立した経営ができるように支援していきたいと考えております。

大柴委員

雇用改善と経営合理化に向けて指導、助言をしっかりと行っているということですので、こちらの取り組みについても適正かなと思っています。

最後に、依然として林業を取り巻く環境は厳しいんですけども、産業振興ビジョンにおいて、林業や木材産業の成長は期待される分野の 1 つであると私は考えています。林業と木材産業、住宅産業を振興させるためには、安定的な生産体制の構築と、川上である木材生産から川下である住宅産業までの各段階で木材に付加価値をつけていくということが大変必要であると思います。林業事業体の担い手に対して支援も必要と考えますので、今後とも継続していろいろな取り組みをしっかりとさせていただきたいと思っておりますけれども、県のその辺のひとつ意気込みをしっかりと願います。

中山林業振興課長 林業及び木材産業は非常に厳しい状況でございます。このために、林業及び木材産業にかかわることにつきましては、現在、県でもって山梨県木材流通対策協議会を、林業関係者や素材生産者、学識経験者などの方々が集まっていたいただき、協議会の中でいろいろな意見をいただいております。こういった協議会などを通じまして、川上の素材生産事業者から川下のいわゆる住宅産業関連者までの関連・関係者の連携を深める、安定的な県産材の供給体制の整備に努めていきたいと考えております。また、林業事業体の担い手への支援につきましては、現在行っております山梨県森林整備担い手対策基金を活用した支援を今後も継続して行ってまいります。これらのことによって、何とか山梨県の森林林業の再生を目指していきたいと考えております。

（鳥獣害の防止対策と野生鳥獣の保護管理について）

久保田委員

成果説明書の 43 ページの鳥獣害の防止対策と野生鳥獣の保護管理について伺います。野生鳥獣の農林業などの被害は、昨年度において、農産物被害と森林被害を合わせると 4 億 5,000 万円を超え、営農意欲も減退し、耕作放棄地の拡大ばかりでなく、森林の劣化による公益的機能への影響なども懸念され、県では昨年 4 月、野生鳥獣害対策基本方針を策定し、関係機関と地域住民との連携によるいろいろな取り組みを進めているが、被害防止と捕獲対策に一層努められたい。

そこで、狩猟者の減少と高齢化が進んでいると聞くが、人材確保、育成にどのように取り組んでいるのか伺います。

石原みどり自然課長 委員の御質問にお答えいたします。狩猟者の人材確保でございますけれども、やはり何よりも新規に狩猟に従事する方を育てることが非常に重要となっております。そこで新規狩猟者の確保のために、これまでは平日に実施しておりました狩猟免許の試験を休日に実施、そのほか、農業従事者の皆様に希望の多い狩猟免許につきましては、従来 8 月の時期にのみ試験をしておりましたけれども、これに加えて農閑期の 1 月にも試験を行うなどの取り組みを始めてまいりました。このように狩猟免許試験を受けやすい環境づくりに、県の猟友会などのお力もおかりいたしまして、平成 22 年度から取り組んでいるところでございます。

また、優秀な狩猟者を確保、育成するために、県猟友会が実施しております捕獲技術向上のための研修会などにつきましても、県といたしまして助成を行っているところであります。

久保田委員

大体わかるんですけども、今後は鳥獣害がますます多くなり、それに対して、猟友会の皆さんも高齢化になり、確保もなかなか難しいときに来ていると思います。そこで、猟友会の会員が複数出動しても捕獲できない日もあり、採算性が合わない状況にもなっております。捕獲者の経営性や運営について、業務として社会的な組織で本事業を担う必要が高いと思います。そこで、猟友会を中心にした非営利特定法人化組織とするなどの仕組みを構築し、普通の賃金体系により若手の狩猟者を確保して、さらに雇用といった、制度の見直しが必要だと思うんですけども、それについてどんなふうに考えているかお聞きします。

石原みどり自然課長

現在、国の進めております鳥獣被害防止特別措置法という法律がございます。その中で、猟友会などに頼った鳥獣害対策をより一層進めるために、鳥獣被害対策として、鳥獣被害対策実施隊という組織をガバメント、つまり、自治体関与でつくる場合には積極的にそれを支援していくという仕組みが国から示され、今現在進めているところでございます。今、委員から御指摘がございましたような民間NPOなどの組織づくりということがございますけれども、実際に地元住民の皆様と深いつながりのある地元自治体におきまして、猟友会だけに頼っているのではなく、鳥獣被害対策実施隊という組織をつくり、その実施隊におきまして、捕獲だけでなく、さまざまな防護対策も含めて行っていくという方向が現在、示されている形で、私どももそれについてできるだけすぐにできますよう支援してまいりたいと考えております。

久保田委員

ぜひそういう団体等を育てていってほしいと思います。

次に、鳥獣捕獲では隣接県との連携が不可欠と思いますが、どのような取り組みを行っているか、行っているとすればどのような内容となっているのかお聞きします。

石原みどり自然課長

本県におきましては、隣接県それぞれのエリアで、例えば秩父多摩甲斐国立公園エリアにおきましては、雲取山は東京都、また埼玉とも接しております。そこで、現在、東京都、埼玉県とシカ保護管理都県連絡会をつくり開催しております。その中で現在協議を進める中で、東京都の奥多摩市と本県の丹波山村の2つの自治体が共同捕獲を平成18年から実施しております。平成23年度におきましても2回実施しておりますが、これらについては継続して捕獲を実施している状況でございます。

また、八ヶ岳南麓地域におきまして、長野県川上村や南牧村と平成22年度から共同捕獲を実施しております。平成23年度においては4回実施いたしました。

また、神奈川県、静岡県とは山静神サミットの中に部会をつくり、ニホンジカ、ニホンザルなどの情報交換会をいたしまして、行動域などの情報を共有するなど捕獲対策を検討しているところであります。また、これらを踏まえ、静岡県につきましては、今年度末には富士宮市と私どもの自治体と共同捕獲が行われるように調整中でございます。

久保田委員

大体わかりました。

次に、43ページの鳥獣管理費に約3,000万円の執行残額が残っているんですが、その理由についてお聞かせください。

石原みどり自然課長

執行残が3,000万円を超える額があるということの御質問でございますが、まず特定鳥獣保護管理費の執行残につきまして、主なものを御説明させていた

だきます。1 つには、個体数調整への市町村への補助金、そして、もう 1 つはモニタリングにかかわる経費、さらにもう 1 つにつきましては国からの委託料、これらにつきまして執行残が出たものでございます。

まず個体数調整でございますが、特定鳥獣管理事業費補助金の執行残といたしまして約 1,676 万円を生じておるわけでございますが、これらにつきましては、補助先であります市町村における捕獲促進費の補助単価などの見直しや、さらには私ども、6 月補正におきまして増額をいたしましたけれども、その保護管理計画の捕獲頭数の変更などへの対応が準備できなかったことなどが挙げられます。しかし、特定鳥獣の個体数管理におきましては、補助金については余りましたものの、狩猟を含めました捕獲目標につきましてはおおむね達成できたというところまで来ております。例えばシカにつきましては、7,600 頭を目途にしておりましたが、狩猟も含めて 7,200 頭を確保し、割合でいくと 95% を達成いたしました。個体数管理については補助金の残はありましたけれども、ほぼ捕獲の目標は各獣種におきまして達成できたと考えております。

次に、モニタリングについて執行残が出たということを説明いたしましたが、これにつきましては、例年、県単で生息状況のモニタリング実施を行っているわけでございますけれども、平成 23 年におきましては地域に光をそそぐ交付金を利用することによりまして調査ができる、指定研究機関により調査をする場合には基金の対象となることになりましたので、こちらのほうでモニタリング調査を実施いたしました結果、通常予定しておりました 447 万円について不執行といたしました。

次に、国の委託でニホンジカの個体数調整実証事業を国から委託を受けて行っております。実施場所は南アルプスにおける広河原周辺と八ヶ岳南麓における牧場地内でのわな確保技術などの実証実験でございます。国の委託料などが当初と比べまして予算額が減額されたこと、さらには実証実験におきまして、事務経費が当初の計画よりそれほどかからずにできたこともございまして、国の委託料について約 892 万円の執行残が残っております。

これらを合計しますと 3,000 万円を超える執行残となります。いずれにしても金額は減額いたしておりますけれども、事業効果としては、当初の目的どおりの事業を実施することができております。

久保田委員

わかりました。

最後に、現在、ふえ過ぎた鳥獣に悩まされていますが、生態系を維持していくためには適正な個体数も必要だと思います。これをどう考えているのか。また、その個体数の維持に向けてどのような計画で捕獲を進めているか伺います。

石原みどり自然課長 特に鳥獣被害という中ではニホンジカ、イノシシ、ニホンザルにつきまして大きな問題となっておりますが、これらにつきましては、平成 23 年度におきまして、第 2 期の特定鳥獣保護管理計画を策定いたしました。農林業被害の低減などのための個体数の調整につきまして目標を定めたところでございます。

まず、ニホンジカの保護管理計画におきましては、環境省が策定いたしましたシカの適正生息数の算定基準、これを参考といたしまして、本県におけます適正生息数を算出しております。本県の面積の中でシカが人間とのあつれきを生じずに被害を発生せずに暮らせる、生きていく数としては約 4,700 頭が適正な数と示されております。これらについては、農林業ゾーンとしている標高 1,000 メートル以下のエリア 1 平方キロ当たり 1 頭、生態系の保全ゾーンと言われる標高 1,000 メートル以上の鳥獣保護区などにつきましては 1 から 2 頭、共生ゾーンとしております標高 1,000 メートル以上で鳥獣保護区以外の地域、これについては 2 頭から 4 頭としております。これらによりまして 4,700 頭という数字を出してお

ります。現在、シカについては、平成22年の調査の結果、県内で2万6,000を超えるシカが生息しております。そこで、バランスのとれる数字に向けまして個体数管理、捕獲を進めているところでございます。

一方、イノシシにつきましても、やはり農業被害の軽減と同時に自然の生態系の維持という意味からも、地域個体が被害を出さない範囲で存続することが大事となっておりますので、里山におけます頭数を限りなく減らしまして、農業地域での捕獲を進めて被害が出ないようにして、自然の森の能力の中で生きていける数だけを残していくことを考えております。

ニホンザルにつきましても、やはり加害個体につきましても、それにつきましても捕獲を行い、捕獲圧をかけ、自然の中へ戻すことを考えており、農地周辺や人家周辺に出没し、被害を発生するような加害ザルにつきましても選択して捕獲を進めるとしてございます。

久保田委員

今、シカ等も数倍もいるということで、これからも農作物等あるいは森林に対してもそうした被害にならないようになお一層努力していただき、なるべく早く解決するように努力していただきたい。これで終わります。

（ 休 憩 ）

桜本委員

先ほどの久保田委員の野生鳥獣の保護対策についての不用額3,100万円の部分をもう一度お尋ねしたいんですが、6月補正でこの当初予算についてのどの部分に対して補正を盛り込んだんですか。その辺をちょっと丁寧に説明していただけますか。

石原みどり自然課長

市町村におきます個体数の管理を行う管理捕獲につきましても、従来の限度を増額、増加をさせていただきました。まずニホンジカにつきましても、当初1,900頭を制限枠としておりましたところを、1,600頭加えまして3,500頭、イノシシにつきましても1,000頭としておりましたところを200頭加え1,200頭、ニホンザルにつきましても800頭にしておりましたところを1,000頭にとりまして、市町村におけます管理捕獲をやる場合には、これまで県におきまして捕獲を促進するための補助金を出していたものを追加したものでございます。

桜本委員

当初予算では不足というか、それ以上の対策を練りたいという市町村からの要望だという認識でよろしいでしょうか。

石原みどり自然課長

市町村におきましても、それぞれ獣害が出ているところにも濃淡がございまして、管理捕獲につきましてもさらに一層進めたいというところもございました。そのままの数字でもいいということもあつたんですが、本県といたしましては、そういう要望もございましたので、全体としてしっかりと捕獲していただけるための枠を工夫しようということでございます。ただ、この補助金は、県で2分の1を助成するというものでございますので、市町村におきまして同額を支出する形のものでございます。

桜本委員

結局、各市町村から増額を要求されるというのは、それぞれの市町村による根拠、こういうふうについていつまでにこんな方法でやるので何とか、市町村の対応がとれてい

るので、県のほうからも 2 分の 1 足していただけないかということでの算出方法なんです。それとも何か違う方法があるんですか。

石原みどり自然課長 管理捕獲におきまして管理捕獲の市町村への助成金につきましては、管理捕獲の個体数管理の数は、特定鳥獣保護管理計画の中で年次計画をつくっております。毎年行いますモニタリングに沿って、ふえている獣種についてはより多く、もし実際の生息数がふえておらず、現在の捕獲で足りるのであれば今のままというふうに、モニタリング調査をした結果、それに合った捕獲数を確保していく数字としてはつくっております。

そういう中で、ニホンジカにつきましては 1,900 頭に 1,600 頭を加えて 3,500 頭といたしましたのは、特にここ数年でシカの生息数がふえているということが根拠となっております。市町村からぜひふやしてということもございますけれども、野生鳥獣の適正な管理を進めるという県の立場からすれば、シカについてはより一層、他のものについてもしっかりとという考えから捕獲数の枠をふやしたものでございます。

桜本委員 枠のことを言っているんじゃないかと、管理捕獲をする頭数というのは、例えば市町村側の人足がそろわなければできないわけですよ。そういったことに対してはどういう聞き取りをしているんですか。

石原みどり自然課長 まず、これまでも進めてはおりますけれども、本県における管理捕獲への従事者の確保ということで、地域猟友会、あるいは県猟友会としっかりと連携をとりまして、県が行います標高 1,000 メートル以上のものにおける捕獲もしっかりと進める。同様に 1,000 メートル未満で農業振興地域になる市町村が行います対策につきましても、地元猟友会との連携におきましてしっかりと確保していく。そういう態勢をつくっていただいております。

桜本委員 ちょっと考え方がずれているんですが、要は、この非常に大きい問題で、地元の市町村側では何とかして捕獲数をふやしてもらいたいと。それに伴って、捕獲数を捕獲できるような態勢をきちっと整えているのかどうかというものをやはり把握して、それに伴って、瞬時、把握しているものについてはすると。というのは、できないところにいくら持っていても、こういった不用額というように、使えないお金を用意してももったいないということを言っているわけなんですね。

わなにおいても、わながなかなか成果が上がらないというのは、例えば仕掛けに果物などを新鮮なものにしておかない、野菜を入れればずっと腐るまで置いてしまっているなどといったものに野生のものが食いつくわけがないんですね。行政としても、わなの仕掛けに対する餌をちゃんと随時かえているのかどうかというものも確認しながらやっていくべきだと、僕は実際見てきてそういった印象を受けています。ですから、シカや猿のそういった対策も、市町村できちんとできているところに対してはそれなりにすると。できていないところには、今の態勢では補助できませんよということをやっぱり明確にしていかなければいけないと思うんですが、そのわなの餌についても含めてお答えください。

石原みどり自然課長 現在、効果的な捕獲を進めるために、わなにつきましても、熟練した技術者あるいは従事者から、地域の皆さんへ、上手にわなを仕掛ける方向などにつきまして研修会などを、平成 24 年度から新たに設けまして進めているところであり、今、委員からの御指摘にもありましたように、しっかりとっていくための対策を一つ一つ積み重ねてやっていくということにしております。また、市町村の捕獲がしっか

りできるように、市町村ごとに鳥獣被害対策の事業計画をつくってございまして、この中でも市町村ごとに地域の問題点につきまして浮かび上がらせた上でそれぞれについて対策を進めるということになっておりますので、県も一緒になってしっかり進めてまいり所存でございます。

桜本委員 せっかく 6 月補正で盛っているわけですから、不用額をできるだけ少なく抑えていく、それがやはり行政の仕事だと思います。ぜひそういったことに対してしっかり対処してください。

石原みどり自然課長 今後ともしっかりとやらせていただきます。

質 疑 産業労働部・観光部・県土整備部・出納局関係

（着地型観光の推進について）

塩澤委員 それでは、意見書で提出させてもらいました、成果説明書の 53 ページの着地型観光の推進について質問させていただきます。

着地型観光の推進ということで、農業体験や森林セラピーなどで地元の発案、あるいは企画による着地型旅行商品の開発を促進しているというようなことをうたっておりますが、この着地型旅行商品はどのようなものでありますか。また、どんな経緯の中でこの事業を実施しているのか、まずお伺いします。

弦間観光振興課長 着地型観光の関係でございますが、近年、観光客のニーズが多様化しておりまして、また高度化、細分化しております。旅行の形態も団体旅行から個人旅行、小グループ旅行へと変化しております。そして見学型から体験交流型旅行へとシフトをしております。こういう中で、これまでの出発地の大手旅行会社が造成する旅行商品では満足されない状況がございまして、地域ならではの観光素材を活用しまして、目的地であります観光地側から、特に観光地側は地元の事情に詳しい、また独自性の高い商品造成ができるということから、そうした旅行商品が求められるようになってございまして、これを着地型旅行商品と呼んでおります。

全国で観光地間の厳しい誘客競争が行われておりますが、観光客の多様化するニーズに対応しまして、従来の観光にとらわれない新しい観光を提案していく必要があるということから、平成 21 年度にやまなし観光推進機構を創設いたしました。その際、着地型観光の推進を事業の柱の 1 つに位置づけてございまして、推進機構みずから第二種旅行業登録を受けまして、市町村や地域の観光事業者などと連携しながら、着地型旅行商品の造成・販売に取り組んでいるところでございます。

塩澤委員 大変すばらしい発案による事業をやっているようなことを今、聞いている限りでは感じました。現在、おもてなしのやまなし観光振興条例を制定して、県民が丸丸となって観光振興を図っていかうとしている中でありますけれども、地元の発案、企画、こういうことによって旅行商品を活用して誘客を促進する、地元の皆さんが一生懸命発案して企画するといったことがものすごく大事なことで思っています。また、一生懸命やろうとしているところへ手助けをして成果を上げていくというのは、事業をやっていく上で一番大切なことかなと私は思っています。こうやって地域のやる気を引き出すためにも非常によい、そんな取り組みだと私は考えております。そういったときに、どのような方法で地元のアイデアを旅行商品としてつ

なげていったのか、お伺いします。

弦間観光振興課長 地域ならではの観光素材を活用しました魅力的な着地型旅行商品を提供していくためには、各地域の隠れた観光素材を掘り起こしていくことが重要であると考えております。このため、やまなし観光推進機構では大手旅行会社から出向した職員を中心として、担当職員が各地域に直接出向き、市町村や地域の観光事業者の方々と会議を開催しながら、地元からの提案を磨き上げて、魅力的な旅行商品としてつくり上げているところでございます。

例えば、地域から提案された体験プログラムや散策ルートなどを駅からの移動のためのバスとか、魅力的な案内のできるガイド、その土地ならではの地産品を使った食事などをつけまして、幾つかの観光資源に対しテーマ性を持たせてつなぎ合わせたコースとして、また価格の設定とかPRなど、旅行商品として販売するのに必要な作業についても支援を行っているところでございます。

塩澤委員 今の話の中で、地域資源を活用しているというようなことで、魅力的な旅行商品の提供に対して地域資源を使ってやったという話でございましたけれども、もうちょっと具体的に、どのような旅行商品をどのぐらい提供して、それがどういった形の中で誘客に結びついたのか、また成果はどうだったのかお伺いしたいと思います。

弦間観光振興課長 やまなし観光推進機構では、本県の特徴のある観光資源を活用しまして、本県ならではの着地型旅行商品を造成しております。例えば南アルプスのトレッキングとか、西沢溪谷の森林セラピーを体験するツアー、あるいは文豪ゆかりの地をめぐるツアーとか、武川米の田植え、高原野菜の収穫体験ツアー、大手の旅行会社ではこのような体験はできないことでございますけれども、地域ならではの内容の旅行商品を数多く提供しているところでございます。

実績でございまして、平成21年度は48件の旅行商品を提供しまして、延べ647人の方に御利用いただいております。平成22年度は78件で1,220人、平成23年度は100件で1,577人と、商品数、また利用者数ともに年々増加してきている状況でございまして。

塩澤委員 今のお話を聞きますと、小さい旅行商品ですけども、積み重ねて、地域の皆さんの努力が実っているのかなというふうに感じました。市町村とか、観光事業者が今後さらに意欲的に取り組めるように、今言われた事業をさらに強化していただいてやっていただきたいと思っておりますけれども、さらなる事業展開を今後考えているということであれば、お聞きしたい。

弦間観光振興課長 平成21年度のやまなし観光推進機構創設から3年たったわけでございますけれども、これまでの3年間の取り組みを通しまして、魅力的な旅行商品の造成につきましてはある程度のノウハウが蓄積できたと考えております。今後の課題は、いかにして効率的に商品をPRして、利用者を増加させていくかということだと考えております。このため、例えばこれまでホームページを中心に販売しておりますが、加えて、県内の宿泊施設と連携して、宿泊客を対象にフロントで紹介する、あるいは申し込みができるという取り組みとか、定番化した商品につきましては、大手の旅行会社にツアーに組み込んでもらうという売り込みを行う。こういうことによりましてできるだけ広告や販売のチャンネルをふやし、利用者の増加に努めてまいりたいと考えております。また、運営が軌道に乗りました旅行商品につきましては、地域の態勢が整っていれば、窓口をやまなし観光推進機構から地元におろしまして、地元が主体となって取り組んでいけるという配慮もしてまいりたいと考えてお

ります。

塩澤委員

今お話しいただいたようなことを着実にちゃんとやってもらってと思います。先ほども申し上げましたけれども、やはり事業者とか当事者、その皆さんが熱い気持ちを持ってやりたいということに対しては、今後も積極的に県でも支援をしてやってほしいと強く感じておりますので、その辺をまたお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

（新卒者の就職支援について）

次に成果説明書の 18 ページの新卒者の就職支援について伺いたいと思います。現在の新規高卒あるいは大学生の学卒者の就職の状況は、平成 20 年のリーマンショック以降、就職氷河期と言われるほど厳しい状況であると私も認識しております。特に昨年は、春先から東日本大震災、あるいはそれに伴う原発事故や電力不足などが重なってさらに厳しくなり、さらに夏以降、歴史的な円高やヨーロッパの経済などの低迷があって、大変厳しい状況であると思っております。

こういった厳しい状況の中、県での高校、大学の卒業生の就職のためにさまざまな支援を行っていると聞いておりますけれども、この具体的な内容についてどういったものだったのかまず伺いたいと思います。

塚原労政雇用課長

新卒者の就職の支援についての御質問でございますが、まず高校生につきましては、委員御指摘のとおり、東日本大震や歴史的な円高、あるいは海外経済の低迷などの影響を受けまして求人数が伸びず、昨年 9 月末現在の就職内定率が 37.6%と過去最低となりました。そうしたことから、7月に 110 社の企業訪問による求人開拓を行い、それに加えて 10 月にはさらに 52 社を追加で訪問するなど、関係機関と連携を図る中で求人開拓に取り組んだ結果、最終的には前年度を 83 人上回ります 1,261 人の求人を確保したところでございます。また、ジョブカフェでは、キャリアカウンセラーが高校に直接出向き、個別の相談とかカウンセリングを行っており、また、最終的に内定が進まない高校につきましては集中的に御支援をさせていただきました。

一方、大学生等につきましては、合同就職面接会を開催いたしまして企業との出会いの場を提供するとともに、山梨大学、都留文科大学、県立大月技術専門学校、それから、県立産業技術短期大学校に対して、定期的にキャリアカウンセラーを派遣して、就職活動に関する必要なスキルの指導、あるいは就職相談を学生に対しましてマンツーマンで実施してきています。また、最終的に大学生の内定率状況が悪かったものですから、2 月以降にさらに追加で就職活動を支援するセミナーとか合同就職面接会を開催しております。

塩澤委員

企業訪問の回数をふやしたり、あるいはジョブカフェ、それから学校のほうに向いて行ってカウンセリングをしたりというようなことにより支援をやっていただいたこととありますが、成果として、今年の 3 月の県内の高校、あるいは大学生の就職の状況がどんな状況だったのか伺います。

塚原労政雇用課長

まず、高校生につきましては、就職を希望いたしました生徒さんの 98%が就職できており、過去 5 年間では最も高い数字となっております。一方、大学生、短大生、専修学校の生徒さんにつきましては 86.9%と、過去 5 年間では 2 番目に低い状況となっております。

塩澤委員

高校生に対しては就職率が低迷している中においても、その効果が十分にあったのかなと思います。一方、大学、短大とか、高校生以外のところでは厳しかったの

かなと思いますけれども、平成 23 年度に実施した状況という中で、そういった数字を踏まえた成果をどのように考えているのか伺いたいと思います。

塚原労政雇用課長 高校生を対象としました求人開拓につきましては一定の成果を上げておりまして、雇用環境が厳しい中、こういう状況でございまして、引き続き実施していく必要があると考えてございます。また、ジョブカフェのカウンセリング等につきましても非常に効果的であったということから、できれば内定の解禁前の夏休み期間中に高校生に対しまして集中的に支援を行うなど、取り組みの強化も必要であるとと考えてございます。

ただ一方、大学生につきましては非常に厳しい状況となりましたが、ハローワークで受理しましたこの春の卒業者に対する求人は、前年度より 415 人増の 1,465 人で約 4 割ふえております。また、平成 23 年度に実施しました合同就職面接会に参加した企業からのアンケート結果でも、約 4 割の企業が採用予定人員を確保できなかったということで、雇用の求人はあるけれども、なかなかマッチしないということで、学生と企業との雇用のミスマッチが生じているということが課題であると考えてございます。

塩澤委員

今、ミスマッチという言葉もありますけれども、雇用は本当に今、昨年以上に厳しく、就職を控えた学生さん方は、本当にうまくいくかどうか心配しているふうに思っていると感じております。

ジョブカフェのカウンセリングが高校生にとっては特に効果があったという説明がありましたけれども、このジョブカフェの就職支援は、学生さんにとって本当に心強いものだと感じております。これからもぜひそういったきめ細かい支援を続けていただきたいなと思っております。

山日新聞に、中小企業を中心に、仕事の魅力や事業内容を十分に学生に伝えられないということが原因で、就職を希望する大学生が思うように集まらず悩む企業がふえているといった記事が先月 29 日に載りました。今、課長のほうから説明があったように、大学生などの就職では、雇用のミスマッチは起きていているというようなことであります。私は、県内にはまだまだやる気があって、魅力のある中小企業がたくさんあると思っています。でも、中小企業はなかなか人手がなくて、情報発信ですよ、私が学生さんにいろいろ聞きますと、やっぱりネットで検索する、そういった学生さんがほとんどで、中小企業の情報というものあまりわからないというのが現状だと思っています。そういった意味で、就職を希望している学生に中小企業の情報がなかなか伝わらないというようなことがあるのかなと感じております。そういう中で、県の情報発信について支援していくというようなことは、学生の就職あるいは中小企業の人材確保という面を考えると、やっぱり今後ますます重要であります。企業が情報発信を十分にできない、これが原因で今日のミスマッチが起きていているのかなと思いますけれども、それを解消するために県としてどんな取り組みをされたのか伺いたい。

塚原労政雇用課長 委員御指摘のとおり、やはり中小企業の情報を伝達する手段がなかなかなかったということも痛感いたしまして、実は今年の 1 月に、スマートフォンやツイッターなど、最近の若い方たちが使うツールにも対応いたしました、新たな就職支援のためのホームページの立ち上げをさせていただきました。その中で県内中小企業の魅力とか採用情報を御提供するというので、今現在 315 社、実は登録がされてございます。これまでのアクセスですが、1 月のサイトオープンから現在まで、約 25 万アクセスを記録するなど大変好評をいただいております。今後も企業の情報の充実に向けまして、サイトの掲載企業をふやしていきたいと考えております。

また、平成23年度におけます就職支援を通して、県内の大学の学生さんはもとより、県外の学生への情報提供という部分が少ないということを感じてまいりましたので、学生さんが今、就職で一番活用している就職支援サイトと申しますか、民間でやっております就職支援会社がやっているサイトがございますけれども、そういうものに登録している学生向けに情報を伝達するような形で活用したいということで、今年度からそういう取り組みも実際させていただいております。

塩澤委員

315社、25万アクセスといった話を聞きますと、学生は本当に情報を欲しがっているといったものが感じ取れる。景気のいいときは、そんなに心配することはないんでしょうけれども、現状を考えると、こういう事業をずっと継続して続けていってほしいと思います。この事業は、今後の継続性というようなことを考えますと、その辺はどういうような方針でおられるのか。

塚原労政雇用課長 こういう厳しい雇用情勢でございますので、就職支援には万全を期したいと考えてございます。ですから、また来年度に向けて必要な支援策を実施するように、また予算のほうを上程させていただきたいと考えてございます。

（ 休 憩 ）

（企業誘致の推進による産業集積の促進について）

桜本委員

企業誘致の推進による産業集積の促進につきまして質問させていただきます。前回の部局審査のときに、平成23年度で22件の工場の立地を図ったという部分について統計法の規定により公表できないといったやりとりがあったわけなんですけど、その統計法に基づくという、どの部分に当たるのか、その根拠をお示ししていただけますか。

小林産業労働部次長 統計法におきましては、調査情報の保護という項目がございます。まず第40条で申しますと、地方公共団体の長は、行った統計調査の目的以外の目的のために、得た当該統計情報に関わる調査票情報を提供してはならないという規定がございます。それから、第41条、特にその第2号でございますが、守秘義務が定められておまして、この業務に関して知り得た個人または法人、団体の秘密を漏らしてはならないということで、地方公共団体のこの業務に従事する職員が定められております。それから、国等の調査もございまして、その情報を受ける場合もございまして、第43条におきまして、調査票情報の取り扱いに従事する者につきましては、知り得た個人または法人、団体の秘密を漏らしてはならないという規定がございます。

桜本委員

法律を無視して公表しろと言うつもりは毛頭ございません。その中で、そもそも県が情報として有していたものについては、やはり公表する必要もあると思っておりますし、今の知事の最重要課題として、企業の立地と雇用をふやすという部分でもあります。その中で、企業の22社の中で、それぞれの企業の考えも生かしながら、公表してもいいということの中で、その際、公表できるものがございましたら御提出願います。

小林産業労働部次長 前回の委員会の際も企業等にお問い合わせをいたしまして、出せるものについては出せるよう工夫するというようなことを申し上げたつもりでございます。先ほども申しましたように、工業立地調査法における個々の企業名等につきましては、

統計法によりまして守秘義務がありまして、本来出せないものでございますが、昨年度の立地数におきましては、過去 10 年間におきましても最高の立地数 22 件ということでございまして、私どもも何とか工夫する中で事業の成果をお示ししたいと考えております。

そこで、22 件のうち、既に 9 月までに 16 社操業したことがわかっておりますし、既に報道等でみずから公表している企業もございまして、今回企業を回りまして、合わせて 19 社から企業名の公表につきまして御了解を得たところでございます。リストを配布させていただきたいと思っております。

木村委員長 それでは、資料の配布をお願いします。

（事務局で資料配布を行った）

小林産業労働部次長 19 社につきましては、企業名を出すことにつきまして御了解をいただいております。3 社につきましては、公表は控えていただきたいということで御了解が得られませんでした。この 3 社につきましては、いずれもまだ未操業の会社でございます。

桜本委員 このように情報収集して努力すれば、あるいはやってきたものも含めてまとめれば、こういう形のもので出てくるわけです。こういった経済事情等も反映しながら、非常に厳しい山梨の経済情勢ではありますけれども、やはり県が誘致したもの、積極的に足で稼いだものについては、積極的に公開をすべきだと思います。

例えば県外においてこういった取り組みを積極的にしている都道府県は御存じですか。

小林産業労働部次長 工業立地動向調査は全国一律の調査でございまして、私どもはこの数字を捉えまして全国の状況を把握しておりますので、個々の各県さんの情報公開の状況につきましてはまだ検討中でございます。

桜本委員 山口県では、進出した企業の一覧というようなものをホームページで公開しています。そして、その会社に公開する、非公開にするかということも丁寧に説明して、公開を求めています。やはり 47 都道府県の中で地域間競争をしているわけですから、その部分は積極的に 1 社でも多い情報を、ここまでやってきたものは知事の政策に合致している成果でありますので、今後、積極的に公開を願いたいと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

小林産業労働部次長 私どもは企業訪問をいたしまして、各企業からさまざまな御意見、御要望をお聞きして、その結果を本県の産業労働施策に活用していくという気持ちでおります。今後はこういった立地後の雇用の状況や操業等につきまして、ある程度順調に稼働した時点におきまして直接ヒアリングをして調査を行うとともに、その数字につきましても、企業のご理解を得る中で何らかの形で報告できるように努力してまいりたいと思っております。

（貸付金・使用料等の滞納債権処理の徹底について）

桜本委員 では、次に移らせていただきます。貸付金・使用料等の滞納の債権収納の徹底について伺います。この研修会は 51 名が出席したというような内容になっているんですが、どのような方々を対象とされたのか、まずその辺の 51 名の絞り方についてお答えください。

吉田出納局次長 ただいまの御質問にお答えいたします。成果説明書の 127 ページでございます。担当者研修会は、昨年 11 月に開催いたしまして、51 名の参加がございました。その参加者につきましては、各部局の債権管理を担当する職員でございまして、県土整備部や福祉保健部など全部で 9 つの部局から本庁 28 名、出先機関 23 名の参加がございました。

桜本委員 この開催月は 11 月となっております。債権の管理とか事務処理というのは、やはり年度初めといった中で、地方自治法や民法とか、商法、地方税法などの法令といったものを担当する方々に説明をする。そして債権状況がどういう状況になっているのかを把握させて、どのような根拠によって滞納、あるいは債権処理をしていくのかといった認識をスタートから身につけさせることが大事だと思うんですが、この 11 月の開催について、遅くなった理由が何でしょうか。

吉田出納局次長 委員の御指摘のとおり、より効果的な債権回収を進めていくためには、人事異動等で担当者が変わります年度初めのなるべく早い時期に担当職員に対する研修会を開催することが非常に重要なことであると認識はしております。昨年度は震災等の影響がございまして、年度当初の早い時期の研修会が実施できなかったものでございます。

また 11 月の 1 回の研修会であったということでございますが、今年の話になって申しわけございません。本年度につきましては、6 月に債権管理の基本的な知識の習得を目的といたしました初任者研修会を開催いたしまして、全部で 63 名の参加がございました。また、それにあわせまして、今月 29 日に今年度第 2 回目に研修といたしまして、もう少し具体的な債権回収の実践的なノウハウを学ぶことを通じて、職員のスキルアップを図ることを目的とした研修を実施するということになっております。今後も債権を管理する所属の実態を通じた経験から出た意見等も踏まえ、研修内容も十分検討し、一層効果が上がる研修となるよう努めてまいりたいと思っております。

桜本委員 やはり債権の取り立てを行わなければ、なかなか回収できないというようなことを通じて、山梨の経済が今、非常に苦しい状況にあるんだなと思います。やはり積極的にお金をきちっと払ってくれる人以外に、こういったやり方をとらないと、税金あるいは未回収のものというのはなかなか回収できないと。何回も行きながら、愚痴を聞きながら、怒られながらみんなやっているんだというようなものを、やはり実際行政をつかさどっている方々には本当のフィールドのものだと私は思うんですね。例えば、部署のかかわり方も違うと思いますが、初任者研修などにおいても、ぜひ組み込んでいただいて、まずは税金の大切さというようなものを知っていただく、そういったものにも組み込んでいただけることは可能でしょうか。

吉田出納局次長 研修の内容につきまして、そのようなことも認識できるような研修内容とすることはこちらのほうで考えさせていただきたいと思っております。

桜本委員 もう 1 点、債権回収については、今、述べたように非常に難しさもあります。ただ、市町村によっては、市町村長みずから幹部の方々と一緒に回収に当たられるといった努力を市町村民に知らしめるという姿を、またマスコミもそういったものを非常にキャッチするというように、その相乗効果によって、この市町村はトップを含めて非常に危機感を持ってやっているという姿を、ぜひ山梨県庁においても見出しさせていただきたい。横内知事と皆さん幹部が一丸となって、山梨県からもそういつ

た意気込みを見出していただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

吉田出納局次長 債権の回収につきましては、それぞれの債権を所管する所属において、平成22年度末に策定いたしました滞納債権処理方針と債権回収及び処理マニュアルに基づきまして、法令等に基づく督促や早期の交渉、それから、場合によっては、訴訟等の法的処理などにより回収の強化に努めているところでございますが、今、委員の御指摘のようなもので、例えば県におきましても、個別に徴収強化期間などを設けまして債権の回収に取り組んでいる所属もございます。これらの取り組みも参考しながら、今後、例えば部局ごとに期間を定めて集中的に回収に取り組むというようなことができるかどうかまた検討していきたいと思っております。

（宿泊滞在型の観光地づくりについて）

皆川委員 成果説明書の52ページの宿泊滞在型の観光地づくりについてお聞きします。山梨県の宿泊滞在型観光の現状を把握するためには、まず本県の観光客数は、実人数で2,355万4,000人だと言われております。そのうち日帰り観光客数が1,813万3,000人ということなので、残りの542万1,000人が宿泊客の実数だというふうになるわけでありまして、これが正しければ、その構成比は23%ということになるわけです。そこで、本県の目標としている宿泊実数人数は、一体どのぐらいを目標としているのか。また現状値とはどのぐらいの隔たりがあるのか、まず伺います。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 観光宿泊数でございますが、実人数でいいますと、目標年であります平成26年は640万人を実宿泊人数の目標として掲げております。平成23年度の現況値が、東日本大震災の関係で落ち込んだこともございまして542万人、委員御指摘のとおりでございますので、その差としては98万人の隔たりがあるということになります。

皆川委員 じゃあ、東日本大震災がなければ、ほぼ目標どおりに行ったんだということなんですね。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 今、申し上げました目標としましては、この4年間のチャレンジ目標でございますので、平成26年を目標値として640万人という数字を申し上げさせていただきました。平成23年につきましては、実際の目標を設定したときは東日本大震災を踏まえてのものでございますので、平成23年につきましては、相当の落ち込みが既に見えておりましたので、基本的にその落ち込みを最小限にとどめるというような中で、平成24年につきまして、震災の前年であります平成22年度数値に戻すといった目標設定をしているところでございます。その後、平成25年、平成26年で年5%程度ふやしていき、先ほど申し上げましたように、平成26年につきましては640万人に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

皆川委員 わかりました。

宿泊型・滞在型にすると、通過型・日帰り型に比べてどのぐらいの経済効果の違いがあるのか、認識をお聞きします。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 今、その数字は持っていないんですけれども、宿泊の場合ですと、当然、1人当たりの観光消費額は大きな数字になります。日帰り型の場合ですと、どうしてもお土産とかいったものになりますので何千円という単位のもの、宿

泊型になりますと 1 万円とか 2 万円という数字になるということで、やはり観光は基本的に産業でございますので、宿泊型の観光に持っていくことが非常に大きなことだと考えているところでございます。

皆川委員 大きくなることはわかっているんですけども、大体 3 倍ぐらいになりますかね。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 はい。

皆川委員 それで、現在の年間の観光収入というのは大ざっぱで結構なんですけど、どのくらいですか。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 今、調べますので、ちょっとお待ちください。

皆川委員 じゃ、後でいいです。おそらく相当いろいろと効果があると思うんですけども、観光立県ですから、それが約 3 倍になると本当に違ってくると思います。

それで、宿泊型の観光づくりをするために、観光地の魅力向上策として 4 地域に魅力づくり協議会を設置しましたが、設置したことによって具体的にどういう成果が上がったのか、ちょっとその点をお聞かせください。

弦間観光振興課長 4 地域に設置しました魅力づくり協議会でございますが、県内の主要観光地の中で、観光客数とか売上高の長期的な減少に苦しんでいるという地域におきまして、観光事業者や住民などが市町村と協働いたしまして、観光地の魅力向上、活性化に地域、観光地全体の視点で取り組むために設置したものでございまして、その協議会の取り組みに対しまして県と市町村で支援を行っているところでございます。

地域としましては、平成 20 年度に昇仙峡と下部温泉郷、平成 21 年度に湯村温泉郷と清里・八ヶ岳南麓地域において魅力づくり協議会を設置し、事業に取り組んでおります。

主な事業といたしましては、昇仙峡では溪谷を案内するボランティアガイドの養成、また散策用のリーフレットの作成、ほうとう味くらべ真剣勝負などといったイベントの開催を行ってまいりました。また、下部温泉郷では、毎月 26 日を風呂の日と定めましてさまざまなイベントの開催とか、ホテルや曙大豆、湯の奥金山といった地域の観光素材を活用しました着地型ツアーの開催、和紙を使ったイルミネーション事業などを行ってまいりました。また、湯村温泉郷では空き店舗を活用しまして、太宰治などの湯村温泉ゆかりの人物資料室を設置いたしまして、また、地域の観光資源をめぐるフットパスツアーの実施、あるいは厄除け地蔵尊祭りでのおもてなしエリアの設置などを行ってまいりました。また、清里・八ヶ岳地域におきましては、歩くことをテーマといたしまして、お勧めのフットパスコースの選定、コースマップの作成とホームページによる紹介、またモデルツアーの実施などを行ってまいりました。

なお、イベントやツアーの実施につきましては、大勢の観光客の誘客につながっておりまして、例えば昇仙峡のほうとう味くらべ真剣勝負というイベントにつきましては、第 1 回の平成 22 年度が 800 人、平成 23 年度が 2,300 人、本年度が 3,500 人と年々来場者が増加しているところでございます。また、この事業の目的でございます、地域の観光事業者や住民などが一体となりまして観光地の魅力向上に取り組むということを通して、地域の活性化に取り組む体制を構築するという部分につきましては十分成果を上げてきたと考えております。

皆川委員 今、聞いているとかなり成果が上がっているというふうに言えると思いますけれ

ども、例えば湯村温泉のゆかりの人物資料室はお客がいたところを見たことないんですけどね。だから、中にはやっぱり効果が上がっていないところがあると思いますが、そういうことをやらないよりはやったほうがずっといいと思いますので、イベントの開催もいいんですけども、それぞれに積極的にやっていただきたいと思います。もっと抜本的に魅力ある観光地づくりといったものを、やっぱり時間を稼げる観光地の整備と、そこへ行くための大型観光バスなどがしっかりとまれる駐車場を設置するなど、そういうことをきちっとやらないと、ちまちまやった細かいことも効果があるかもしれないけれども、やっぱりもっと抜本的な魅力づくりを考えたほうがいいと思います。そういう意味で、その辺の認識を観光部長に聞きたいと思います。

小林観光部長 宿泊滞在型の観光地づくりですけれども、観光地におけるさまざまな滞在時間を提案するわけですが、委員おっしゃるとおり、観光客が滞在時間をできるだけ長くというところに力点を置いて検討していくことが重要であると考えております。例えば富士山とか富士五湖、あるいは八ヶ岳の2つの観光圏が存在しているわけですから、1泊2日ということではなくて、2泊3日というような形で滞在できるような、国際競争力ということの中でも競争力のあるような魅力的な観光地づくりに取り組んでいくことが重要であると思います。

また、バスなどの2次交通につきましても、本県は2次交通が弱い。バスでの移動が重要であるにもかかわらず2次交通が弱いという弱点があるわけでございます。これらにつきましても、現在も市町村とか、あるいは観光事業者、交通事業者で研究会などもやっているわけでございますけれども、今後もそこら辺にさらに力点を置いて、2次交通などの検討ということも進めてまいりたいと思います。以上でございます。

皆川委員 観光部長の決意をお聞きいたしまして安心いたしましたけれども、いずれにいたしましても、観光立県山梨をしっかりとやるには、今の日帰り通過型を切りかえて、宿泊滞在型にすることが観光立県山梨につながってくると思っていますので、ぜひその辺をしっかりと考えて留意していただきたいと思います。

青嶋観光企画・ブランド推進課長 先ほど御質問いただきました、年間の観光消費額でございますけれども、2,548億円が現状でございます。失礼いたしました。

（住宅供給公社事業促進費について）

丹澤委員 決算報告書の117ページの住宅総務費でありますけれども、ちょっと見にくいから、説明書の資料の県土10ページの住宅供給公社についてお尋ねをいたします。住宅供給公社事業促進費が32億4,200万円余を支出しているわけですが、この32億円の内訳について教えてください。

松永建築住宅課長 県土10ページの数字の32億4,200万円余の内訳につきましては、30億円が県から公社に対する短期の無利子の貸し付けでございます。それから、2億4,000万円につきましては、県から住宅供給公社の経営の健全化を図ることを目的とした補助金でございます。あとの200万円余は、公社の職員に対する県の共済費の負担でございます。

丹澤委員 この30億円の貸付金というのは長期ですか、それとも短期ですか。

松永建築住宅課長 30億円につきましては、1年間ということで短期でございます。

丹澤委員 短期というのは4月1日に貸して3月31日に返してもらおう、本来ならば、これは長期借入れを住宅供給公社はしなければならないものだと思うけれども、いかがですか。

松永建築住宅課長 30億円につきましては、現在、平成22年に策定して平成25年までを期間とした公社の改革プランの中で位置づけているものでございます。やはりこの30億円の貸し付けによりまして、繰越欠損金、こういったものを年々少なくしていくって、いわゆる経営の健全化を図ることを目的としているものでございます。

丹澤委員 これは短期貸付金といって、県の歳計現金のお金を住宅供給公社に貸している。県は、長期借入れで年度を越すわけにはいきませんから、4月1日に県の歳計現金として運用していないお金を住宅供給公社に貸して、3月31日に返してもらわなければならない。3月31日か4月1日かと、たった1日ですけれども、ここに地方自治体の財政の大きな溝があるわけです。だから、どうしても3月31日に返してもらわなければならない。そうすると、県は30億円の金が住宅供給公社に行っているわけですから、それが本来ならば県の施策として使うべき財源になるわけですね。それが向こうに行っちゃっている。もう1つは、このお金を県が貸すことによって、県は運転資金が不足しますから、一時借入金といって自分が銀行から借りて利息を払う。この利息は、本来は住宅供給公社が払うべき利息を県が住宅供給公社にかわって肩がわりしている仕組みですね。だから県は住宅供給公社に、先ほど2億4,000万円の補助金が行っていると言ったけれども、本当はもっと多くの補助金を県は出していることになるということですね。

松永建築住宅課長 30億円の貸し付けによって借入金に対する利子が有利に働くという点では、委員のおっしゃっていることだと思います。

丹澤委員 実は山梨県が歳計現金から公社に貸している金は約140億円あるわけです。このお金は本当は死んでしまっているんですね。これは県民の施策として使える財源だけれども、公社の借金に県が肩がわりをして貸しているということになるわけですから。これは住宅課長さんにかかわる問題ではないですけれども、別に見えない部分でそれだけ住宅供給公社に県は負担をしている。

そこで、住宅管理費が8億9,000万円あります。県営住宅を管理するために県が8億9,000万円を出しているわけですけれども、住宅供給公社の中に土地管理事業がありますけれども、この土地管理事業からの収入を元金に返済すべき額というのは、平成22年度と比べて平成23年度はどうなりましたでしょうか。

松永建築住宅課長 賃貸宅地に関する事業の収益としては、平成23年度が約4,800万円余でございます。それから、平成22年につきましては、賃貸宅地管理事業は響が丘のものが主になりますが、収益ということになりますと、平成22年度が1億4,520万円余、平成23年度が、やはり同じく1億4,520万円余ということで、ほとんど変わらない状況でございます。

丹澤委員 その1億4,500万円は貸付料ですね。そのうち償還に回った部分がどれくらいあるのかということです。

松永建築住宅課長 公社の事業としましては、響が丘の事業用地の貸し付けのほかにも、公社独自のアパート、あるいは県の委託の事業もございまして、それらを含めて借入

金の圧縮に努めているところをごさいまして、そういった意味では、借り入れにつきましては、平成 23 年度末が約 110 億円、その前は平成 22 年度末で約 113 億円ということをごさいます。

丹澤委員

出資法人の決算を見ると、11 億 4,500 万円が響が丘を貸していますよね。平成 22 年度は約 7,700 万円がかかっている。それが平成 23 年度は 9,600 万円になった。つまり、1 億 4,500 万円の貸付金のうち 7,700 万の経費がかかっているんですから、約 7,000 万円が利益として償還に回っていると。昨年度は収入が 1 億 4,500 万円が変わりませんが、かかった経費が 9,600 万円ですから、4,900 万しか償還に回らなかったと。この差というのは、前に僕がお尋ねをしたら、これは固定資産税を今まで借りた人が払っているということになっていたけれども、これを昨年度からは住宅供給公社が支払うことにしたというために、償還財源に回る部分が少なくなったわけなんですよね。住宅供給公社が固定資産税を支払わなければならないと考えたのはどういうことなんでしょうか。

松永建築住宅課長

委員御指摘のとおり、固定資産税相当額を当初、響が丘の貸し付けをする土地につきましてはかけてございました。ただ、それは当然、当初からそういう内容で募集をして事前に説明をしてきたところではございますが、借り手のほうから、近隣の相場、あるいは収益が減少している厳しい経営状況というふうなこともございまして、固定資産税相当額は、別途支払っていただいているが、その支払いについては免除してほしいという要望を受けたところでございます。公社としても、県も相談に乗りながら、近隣の相場、あるいはこのままいくとテナントが撤退するというふうな状況も見え隠れする中、平成 23 年 3 月にイオンモールの開店というふうなこともあり、その中で撤退では非常に厳しい状況になるということで、総合的に判断しまして固定資産税の相当額について免除したところでございます。金額的には 1 年間で約 1,700 万円ということでございます。

丹澤委員

県が普通財産を貸し付けるときに算定方法というのがあります。行政財産というのは貸し付けができませんから、貸す場合には一旦普通財産に切りかえてから貸さなければならない。そのときの地代の積算方法はちゃんと決まっている。この積算の仕方はどうなっているかという、土地価格の 4% を固定資産税相当部分としていただく。したがって、県の普通財産の算定方法では固定資産税は誰が払うかという、貸した人でなく、借りた人が払うんだという仕組みになっているんですけれども、今のお話でいきますと、それは貸した人が固定資産税を払うという考えですけども、この考え方は矛盾しませんか。

松永建築住宅課長

委員御指摘のとおり、一般的には地代の中に固定資産税が入って貸しているという事例が多いということは私も認識はしてございます。ただ、住宅供給公社が平成 14 年当時、響が丘の開発をして借地の事業を始める当初、住宅地として完成していなかったということの中で、いわゆる地代とは別に、固定資産税というのはわからなかったの、それは別に払ってくださいよということで募集をし、なおかつ、契約をしたところなんです、きちんと公正証書で契約したということで一連の手続については特に問題がないと思ってございます。ただ今委員がおっしゃるとおり、通常の賃料の中には、計算の方法としては固定資産税が入っているということは、これが一般的だろうと思います。

丹澤委員

県の普通財産を貸す場合には、固定資産税分は、さっきも言ったように一般的に不動産鑑定をした土地評価額の 4% と県はしているわけですよね。ここも同じよう

にして積算をしたんじゃないですか。にもかかわらず、最初は 500 円という非常に安い価格に設定した。それは 3 年なのか、5 年なのかわかりませんが、見直しをしていく中で、順次、本来の価格に合わせましようということで、500 円という非常に安い価格でスタートしていった土地じゃなかったんですか。

だから、その 500 円の中に固定資産税分も含めているのではなくて、県のこの考え方、普通財産の貸付料と同じように土地代金と固定資産税というのは別に分けて積算した結果が、500 円であり、700 円であり、1,000 円という形に順次上がっていく姿になっていたんでしょうけれども、最初は別途に積算していたが、去年の改定から、固定資産税部分を負担しましようということは、実質的に使用料を県が減額してやったということにはならないんですか。

松永建築住宅課長 地代と固定資産税を別にとるということはなかなかあまりある話ではないんですが、住宅供給公社の事業を進める上で、当初、やはり固定資産税分がわからなかったということでこういう形になってございます。その固定資産税相当額を免除したということですから、これは考え方ではございますけれども、最終的に、当初はできるだけ大勢の方に入っていただいて、公社の経営がきちんとした形で軌道に乗るよというということで 500 円に抑えたわけですが、その後、5 年に 1 度ずつ値上げするよというふうな計画でおったんですが、今に至っているよというふうなことでございます。

丹澤委員 固定資産税をいただくというのは、さっきも言ったように、これは県の普通財産の貸付料の算定基準にもそう書いてあるんです。固定資産税は向こうの負担ですよ。だから 700 円の中にもともと入れていたんだというんであれば、これは別ですよ。しかし、当初、500 円と設定したときには、土地代が 500 円ですよ、固定資産税は別途ですよ、500 円は順次上げていきますよという中で募集をして、相手方にも納得していただいて、それで借りたわけですよ。それを途中で、税金部分については住宅供給公社が見ますよということは、もともと 500 円部分の地代をそれだけまけてやったことになるんじゃないですか。

松永建築住宅課長 繰り返しとなりますが、最初は 500 円で、これは平均すると大体 90 円ぐらいになるんですが、いわゆる 590 円としていただいておったものが 790 円になったということの中で、その 90 円をやめて 700 円ということですから、表現の仕方ではございますけれども、いわゆる地代を値引いたよというふうなことではございますが、内容としては固定資産税相当額について免除したよということでございます。

丹澤委員 先ほど聞いたのは、ここの収入というのは、この地代、それから県の補助金の 2 億 4,000 万円だと。そして、この 2 億 4,000 万円を 20 年間県が払い続ける。つまり、県民の税金で住宅供給公社の 48 億円の借金の返済をしていくために、県が 48 億円の税金を負担するんです。そうすると、それ以外にも住宅供給公社というのは、県から、さっき言った 30 億円の、利息を本来払うべきものも払わないで県が払ってやっている。なおかつ、8 億 9,000 万円の管理料は県が払って、その中から利益を上げて、その利益で自分の借金の返済をしていくよということですから、住宅供給公社の今の経営内容は非常に厳しいよということを職員も大変でしょうが、ぜひ認識をしていただく。さっき言った 1,700 万円ですか、その減額した部分は当然、償還計画が狂ってきますから、その償還計画が狂ってきたときに、どこからその金を捻出して償還計画を全うしようよと考えているわけですか。

松永建築住宅課長 最近土地の下落等で多少下がっているようではありますが、この1,700万円の手当てにつきましては、まず人件費、これは公社の職員が21名ございます。県営で行っている部分を除くと4人になりますけれども、その4人の中で、正職員が退職したその補充については職員を入れずに臨時職員を入れる。あるいは、県と同じ専門員といった、給与的には主任クラスですが、そういった方にやめていただいて、臨時職員を入れるというふうにして、人件費で約1,000万円を手当てする。それから、公用車や光熱水費等の節約等で事務費の削減ということで年間100万円ほど節約する。それから、今回、竜王駅前に住宅供給公社が所有しておりました駐車場がございました。これを売却することができましたので、売却による利益というよりも、それまで毎年払っていた固定資産税が年間で約130万ほどございます。そのほかに、借入れの金利が昨今、低下してございます。こうした努力により、プラン時に比べまして400万円強の余裕が出たというふうなことで、1,700万円については何とかプランに影響なく処理ができると判断したものでございます。

丹澤委員 大変な努力をされていると思いますけれども、先ほども言ったように、委託料の8億9,000万円、そして貸付料の土地代の1億4,500万円プラス定期借地料しか収入がないわけですから、その唯一の収入を減額していくということは公社にとっては大変厳しいことだと思いますので、ぜひそういうことも十分に勘案しながら経営をしていくように向こうに指導していただきたいと思います。
(収入未済となっている違約金の取り扱いについて)

次に、収入未済となっている県土整備部、森林環境部、それから農政部と3つ同じですけれども、ここの入札参加資格審査申請要領を管理しておりますから、県土整備部にお尋ねをさせていただきます。談合で指名停止になった業者のうち、県の違約金に応じたのは何社ありますか。

石原県土整備総務課長 我が部で申しますと2社課しております、1社についてはもう納入しております。もう1社については、今、破産手続をしている最中でございます。

丹澤委員 県全体ではわかりますか。

石原県土整備総務課長 我が部では2社。ほかの部のほうはちょっとわかりません。

丹澤委員 じゃ、これは出納局のほうですかね。これはたしか、全体では3社ですよ。

吉田出納局次長 委員のお話のとおり、全部で3社でございます。

丹澤委員 県土整備部以外のところで1社あるわけで、そこはどうなっていますか。

石原県土整備総務課長 ほかのところは全部未納でございます。

丹澤委員 未納の理由は何ですか。

石原県土整備総務課長 両社とも倒産しております。

丹澤委員 倒産をしているということであれば、当然、債権回収のための手続に直ちに入らなければならないわけですが、それについては現在どうなっていますか。

石原県土整備総務課長 農政部及び森林環境部分についての詳細は承知しておりませんが、県土整備部では、先ほど申しました 1 社に違約金を課してありまして、現在、先ほど申し上げましたが、破産手続に入っておりまして、過日も債権者集会がありまして破産手続に参加しております。これで時効の中断が図られているんじゃないかと考えております。

丹澤委員 そうすると、談合で指名停止になった残りの者については、現状はどうなっているんですか。

石原県土整備総務課長 今御質問があったのは、課徴金を課せられた業者の方々ということでしょうか。

丹澤委員 はい。

石原県土整備総務課長 今、この課徴金について審判請求で係争中のございまして、6 回ほど審判が開催されており、まだ結論が出ておりません。県の違約金としては、それらの結果が出てから課すのか課さないのかという段階になりますので、結論が出るにはもう少ししばらく時間がかかると考えております。

丹澤委員 そうすると、これは課徴金の問題が解決しないと、県の違約金は課せられるかどうかということとは決まらないということですから、しばらく様子を見ることになるわけですが、今現在、県の入札参加資格審査申請要領によると、租税の滞納については、これは入札参加ができないという仕組みになっていますね。仮にこういう違約金のようなものが滞納された場合には、この扱いについてはどういうふうにされるんでしょうか。

石原県土整備総務課長 先ほど触れましたように、現在、課徴金が未納であるのが 1 社で既に倒産しているということで入札に参加する可能性はありません。いずれにしても、違約金の問題については委員指摘のとおり、税金の滞納の問題と整合性をとらなければならないと思いますので、今後検討してまいりたいと考えております。

丹澤委員 そうすると、この入札参加資格審査申請要領の中で明確に違約金の滞納についても参加できないというふうに改正し直すということで理解してよろしいでしょうか。

石原県土整備総務課長 そのことにつきましては我々も問題意識を持ってありまして、こうした談合に係る違約金が発生した茨城とか岩手、石川、沖縄の各県、また国についても入札参加資格審査申請要領の中にどのようにうたわれているかということ調査いたしました。どれも違約金についての規制というのはございませんでしたので、どうして今時点、これが記載されていないのかは我々も把握しておりませんので、この背景とか理由を調査して、またその取り扱いを考えていきたいと思っております。また本県の要領の中にも、契約の履行に関して不誠実な行為をし、県の契約の相手方として不適当であると認められる者は入札に参加できないということもあります。これが違約金のほうにも当てはまるのかどうか、いろいろな角度からこれらを踏まえて違約金の問題については結論を出したいと考えております。

丹澤委員 じゃ、またそういうふうな方向で県には進めていただきたいと思います。次に、不納欠損処分についての質問であります。決算説明書の 2 ページの一般会

計の歳入歳出の状況の中で、今年度不納欠損処分をしたものが 4 億 3,600 万円余あります。このうち税金が 3 億 9,500 万円余ですが、税金以外では、どういうものを不納欠損処分にしたんでしょうか。

吉田出納局次長 平成 23 年度に不納欠損処分をした金額 4 億 3,600 万円余のうち、3 億 9,500 万円余は県税でございますが、それ以外のものにつきましては、分担金及び負担金での 532 万円余については児童福祉費負担金となっております。

また、使用料及び手数料での 491 万円余については県営住宅使用料が主なものとなっております。それから諸収入 3,068 万円余については県補助金返還金が主なものとなっております。

丹澤委員 その内訳はここに書いてありますが、要するに、不納欠損処分をしなければいけないというふうを選定したですね。というのは、一般会計全体で収入未済額というのは 44 億 6,500 万円余まだ残っているわけです。こういうものの中から不納欠損処分をまたしなければならないわけですね。これは権利放棄ですから、地方自治法第 96 条の議会の議決条項になっているわけですから、どういうものを皆さんがこの未納の中から、これはだめだ、もう取れませんというふうに判断をされたのか教えてください。

吉田出納局次長 県が持っている債権を大きく分けると、公法上の債権と私法上の債権の 2 つに分けられます。例えば道路とか河川の使用料、税金は当然のことですが、いわゆる行政処分に基づいて使用許可を与えているようなものにつきましては公法上の債権となります。これは基本的に 5 年の消滅時効がございます、5 年たつと、その間、当然時効の中断措置はいろいろ講ずるわけですが、そういうことを行った後に時効を迎えたものについては不納欠損処分を行う。これは議会の議決要件になってございません。

それと、もう 1 つ、私法上の債権で一番金額の多いものと、県営住宅の使用料とか各種貸付金等がありますが、これは民法ですとか、商法に基づく私法上の債権ということになりまして、それぞれ根拠となる条例条文により、時効期間が 3 年、5 年、10 年と、基本的に 10 年ですが、時効期間がいろいろ分かれております。その中で時効期間を迎えたものの中で、私法上の債権につきましては、ただ単に時効の期間が過ぎたということだけでは債権が消滅いたしません。時効によって私の債務はもうなくなりましたという時効の援用を債務者が行って初めて消滅するということになっております。今回、ここに挙がっている私法上の債権につきましては、援用があったもの、それと大きなもので諸収入の部分、これは昨年度、法人等の破産処理等が全て済んで債権が消滅したと判例等で認められるものにつきましては、これも議決案件ではございませんので、年度末に不納欠損処分を行ったというものでございます。

丹澤委員 不納欠損処分に議会の議決の要るやつもあるじゃないですか。

吉田出納局次長 議会の議決をいただいて権利放棄を行ったというものは、これまで本県では例がございませんでした。ただ、今年の 9 月議会におきまして特別会計での高度化資金のものが権利放棄を行ったということになっております。また、9 月議会の一般質問で質問がございまして、時効期間が過ぎたものの中で、先ほど説明しましたように、時効の援用がないものがかなり残っております。その中で、債務者がもう亡くなっていたり、行方不明で居場所がわからない、当然、債務者以外にも、連帯保証人、相続人等も追いかけても連絡先がわからないというものにつきましてはもう援

用のとりようがないので、そういったものにつきましては、精査した上で権利の放棄をさせていただきたいということを答弁いたしました。今年度中の議会にそれらのものにつきましては提案する予定でございます。

丹澤委員

時効の援用を要しないものについては、期日が到来すれば直ちに不納欠損にしなければならないということですから、手続をきっちりとしたものでないと不正の温床になる可能性もあるわけですよ。だから、そこは選択するとききっちりとし効の中断の手続をとらせるということが一番大事なことだと思います。

先ほど桜本委員の質問でもありましたけれども、債権管理をするときに、各部署でやりますと、今の県庁の異動は激しいですから、よく手続もわからない。4月1日に研修を受けて、すぐやれといってもなかなか難しい。本来ならば、こういうものを一括管理する部署を設けて債権管理をするほうがしやすいと思うし、確実にその手続がとれる。小さな事務所に任せておいてもなかなか専門家が育たない。今、本当に異動が激しくて、それで貸し付け業務などは片手間で職員はやっていますから、なかなか時効の中断の手続をとるのが難しい。債務の承認をしてもらったり、一部返済してもらったりするのは非常に手間のかかることですから、そういうふうなことをやるという考え方はないでしょうか。

吉田出納局次長

組織の話になりますと、私のほうで答えできかねます。申しわけございません。

丹澤委員

皆さんのところだけでは解決しない問題があると思いますけれども、ぜひそういうものも検討の1つの俎上に上げていただいて検討していただきたいと思います。

白井委員

先ほどの丹澤委員の質疑を聞いていまして、固定資産税のこと、あるいは住宅供給公社が供給している土地の土地代金、借地料のことについてお尋ねします。公が土地を貸す場合は、全てが规则的に、固定資産税は当該の土地を借りている者が払うというのは本当に原則なんですか。

松永建築住宅課長

私が答える立場にあるかどうかわかりませんが、住宅供給公社ということでしたのでお話をさせていただきますが、固定資産税は先ほど申し上げたとおり、理由があって、当初、別々にもらっていました。私がいろいろ調べた範囲では、一般的には地代の中に固定資産も入っているというのが一般の常識としてあるということで、先ほど委員のほうからは県のルールというふうなことのお話があったんですが、申しわけありませんが、その部分については確認をいたしてございません。

白井委員

一般的には地代の中に固定資産税相当額は含まれているという、今の松永課長の答弁だけど、そんなことはないよ。本来、固定資産税というのは、その土地の所有者が払うべきものだから、借地した人が固定資産税を払うって、これ、公のルールではない。先ほど丹澤委員はそういうルールになっているとおっしゃっているから私は役所に確認しているんであって、固定資産税が借地代に含まれているなんていうことは、僕は行政のルールをよく調べたわけじゃないけれども、普通はあり得ない。誰かしっかりと答えられる人はいませんか。このことについて、総務部か何かでないと答えられないというもおかしい話だけれども、貸す人が、自分の土地を貸すわけだから、借りている人が固定資産税を払うなんていう、ばかなことあるわけじゃない。普通の民間のビジネスレベルで本当にそんなことがあるんですか。何を調べたらそういうことがわかったの。

松永建築住宅課長

済みません、ちょっと言葉が足りなかったと思います。免除したのは固定資産

税相当額ということですので、それは当初、募集要項、あるいは契約の中でもそれがうたってあったのでそういうことをしているということで、もちろん固定資産税をまけている、免除しているというわけではありません。固定資産税相当額ということです。委員おっしゃるとおり、固定資産税を出すのは土地の所有者だと私も思いますので、それを出すのに、借りているほうから相当額をいただいているというふうなことでございますので、訂正させていただきたいと思います。

臼井委員

ともかく固定資産税相当額だろうが何であろうが、例えば10万円なら10万円、あるいは5万なら5万という固定資産税分を今度とはらないと言っているんだから、役所はそれこそ相当額とか何とかそういう言葉を使うけれども、当然ながら普通のビジネスとして考えた場合、固定資産税を免除したという解釈で私は全然不思議じゃないと思う。固定資産税は土地を持っている人に払ってくださいと令書が行き、借地人に令書が行くわけじゃないから、令書をもった人が固定資産税の納入の責任があるわけだ。

それと、公社そのものの決算ではありませんけれども、例えばこの平成23年度の決算の中にも入っているはずなので、ついでお聞きしますけれども、今もってあそこの地代は、近隣の現状の地代に比べれば極めて高いわけです。いちやまのあの近所で借りている、あるいはラザウオークというショッピングモールなところの借地代に比べて坪単価が極めて高いことは事実です。

そういう意味で、公社の経営が不振だから高くとりますなんてばかなことはありっこない、実際言って。そして、「それじゃ出ていきます」と言ったから、「それじゃ、固定資産税相当額をまけます」と言ったのがあの経緯です。私も知っています。そんな点で、もうちょっとやっぱり借地人に対して信頼がしっかり保てるようにいろいろなことを公社に指導し、その結果において公社の債権計画が経済的にまた変えなければならないというようなことがあるのだけれども、これ、やむを得ないんじゃないですか。そういう点で現実を直視した形で今後もしっかり住宅供給公社を指導して、最終責任は県にもあるんだから、そういうことをしっかりやってほしいということを強く求めておきます。

丹澤委員

700円を決めた根拠というのはあるんですね。僕がさっき言ったのは、県の普通財産の貸付料の算定方法というのは県に決めがあるんですよ。この決めに基づいて、これは地方自治法の237条の規定によって、正当な対価なくして貸し付けできませんという決めがあって、これに基づいてこの算定方法を定めているんです。これは普通財産ですから、県のやり方はこうだという話をしました。その県のやり方はどういうやり方かというと、土地価格の4%プラス固定資産税相当分だと。だから、これは土地の価格の4%プラス固定資産税の税金をいただくと、これが貸付料の全体の県の決め方なんです。

だから、住宅供給公社が土地価格の何%にしたのか、あるいは固定資産税部分を土地価格が下がったからこうなったんだという計算式なのか。

それではこの700円に出した根拠が、90円が固定資産税部分ですから、土地代は実際610円ですよ、610円の積算根拠というのは何ですか。

松永建築住宅課長 当初、先ほど申し上げたとおり、住宅供給公社のほうで響が丘の事業用地を貸すというとき、昭和町の同種の施設の賃料を参考にして、全体では750円程度というふうなことを決めたということです。ただ、ここは当初から750円ではやはり集めるべき人が集まるかどうかというふうなこともございまして、事業に初期投資が必要になりますので、大勢の方に手を挙げていただきたいということで500円ということで初期設定したと聞いてございますので、いわゆる根拠としましては、

そういう数式というよりも実勢のものを参考にして決めたと理解しております。

（企業誘致について）

高野委員 さっき産業労働部から配られた立地企業一覧の中で括弧して1,000平方メートル以上の用地を取得した企業というふうに書いてあるんですが、これ、1,000平方メートル以上の用地を買ったという意味ですか。

小林産業労働部次長 1,000平方メートル以上の用地を取得したという意味でございしますが、取得の中には、売買と20年以上の賃貸借が入っております。

高野委員 さっきから聞いていると、守秘義務といった話が出るのだけれども、これ、よくわからないんだけど、例えばこの中で、ミネラルウォーターの業種の会社が5つあって、もう1つ、ペットボトル飲料というのがあるんだけど、このペットボトル飲料の会社はミネラルウォーターじゃないんですか。

小林産業労働部次長 広い意味では、委員おっしゃるとおり、飲料のメーカーだというふうに認識しておりますが、今回の場合は主な製品ということで、実際この工場では何を製造しているかということがわかっていただけるようにこういう形で実際につくっているものを例示させていただきました。

高野委員 逆に何をつくっているんですか。

小林産業労働部次長 この会社におきましては、ペットボトルに入れたお茶とか、ジュース類をつくっていると認識しております。

高野委員 じゃ、ほかのところでは本当にミネラルウォーターしかやっていないという意味ですか。

小林産業労働部次長 私どものところではミネラルウォーターを専門につくっている会社だと認識しております。

高野委員 公表不可というところが3社あるのだけれども、一番聞きたいのは、立地に当たって何の業種じゃいいんですか。例えば戦車をつくっているとか、毒ガスをつくっていたらまずいといった、多分そういった基準があると思うんだよね。そういう意味で、公表不可は結構だけど、少なくとも製品ぐらいはみんなが関知していないと、どこから来て、何をつくっているのかがわからないなんていうことで、何の調査をしました、調べました、公表不可です、守秘義務ですと、これではちょっと通らないんじゃないのかな。

小林産業労働部次長 今回、前回の委員会等で御要望がありまして、こういう形でつくったわけでございますけれども、委員の御指摘も踏まえまして、また企業のほうにどの辺まで出せるかにつきまして確認しながら努めてまいりたいと考えております。

高野委員 そういうことを言っているんじゃないんです。少なくとも、何をやる業者なのか、そのぐらいの公表もできないというのは、そんな何をするかわからないような危ない企業を県内に入れてもいいということなのかな。その辺はちょっと、県民の認識と違うんじゃないの。

小林産業労働部次長 私ども、実際企業とお会いしましてやっているんですが、こうやって新しく立地をしまして新たな分野にチャレンジするような企業もございまして、やはり企業さんの秘密事項ではないかというふうに考えておりまして、実際ここで何をやるんだということにつきましても、業種、製品が出てしまいますと、「新しいことをやるんだ」ということもございますので、やはり先ほどお話をしたように企業の御了解を得ながら公表に努めてまいりたいと考えていますので、御理解を願いたいと思います。

高野委員 いや、ちょっと御理解できないんだけど。少なくとも何をつくっているかなんていうことすらわからない。この一覧だって、例えばペットボトルのところはお茶か、ミネラルウォーターのところは本当に全部お茶、全部ミネラルウォーターと書くんじゃ理解はできるけれども、ただミネラルウォーターと書いてあるのとペットボトル飲料と書いてあるのでは何が違うのか、私としてはちょっと理解できない。それをもってきて公表不可となると、かなり危ないものがあるんじゃないかと例えばそういうふうな思いもするじゃない。だから、少なくともその辺の細かいもの、例えばIT企業でこうだとか、せめてそのぐらいのものが出てこなければ。さっき課長は、たしか全部の企業を回ってと言ったけれども、普通、企業を回れば公表は不可かもしれないけれども、多分これらしいぐらいのことはわかるんじゃないのですか。

小林産業労働部次長 先ほど委員からも御示唆をいただきましたので、今後、どのような形で企業の業種を明らかにしていけるかにつきましても検討させてもらって、先ほども言ったように、ITの何とかというような形でよろしければまたそういう形で検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

高野委員 よろしければではなくて、例えば例を言っただけだよ。じゃ、例えば爆発をしたり、何かを起こす可能性でもあってもいいから、何でも来ればいいということなんですか。そこのところがよくわからないんだけど。じゃあ、例えばごみ処理場をつくるとすると、少なくとも森林環境部でも許可を出す必要があったりするでしょう。その土地を買って、そこで何をやるにしても、全然関係なく、その業者ができるという、そういう意味なのかな。そこまではタッチできないということなの。そのところをよく教えてください。

小林産業労働部次長 前回の総括審査におきましても、これらの立地した企業に県がどれぐらい関与しているかという話がございました。その後、我々のほうでも調べましたけれども、82%の企業に対して県が抛出関与している。それから、その他につきましても、市町村とか関連会社が関与しているということがわかっております。そういうような形で県が関与している中で進めていることが、実態としてわかっておりまして、実際、企業からそういう形で御相談等に来る場合に、やはり県として立地を進めている機械電子産業、それから健康関連産業を中心に我々もできるだけ応援していきたいと考えておりまして、また、そういった形で委員御指摘のあったような事業につきましても、企業の努力で立地したものにつきましても、県のほうでは、こちらの関与というものはあまりないと考えております。

高野委員 今、最後、県としては直接の関与がないと言った？

小林産業労働部次長 関与がほとんどない。

高野委員 関与していないと？じゃ、この前言ったことと違うじゃないですか。この前、全部関与しているような言い方をしていたじゃないですか。その後もあなたが、全て回ってきましたと言ってわざわざ報告までしてくれたよね。

小林産業労働部次長 前回の答弁の際は、8割程度関与しているというふうに記憶していると答えています。実際に調べましたら82%ということなので、前回の答弁とほぼ合っています。

高野委員 3年前には東電が使ったウランを地下300メートルへ埋設するとき、絶対安全だというふうな宣伝を盛んにしていた。だけど、安全というのはいり得ないから、ある程度の人承知した部分でやらないと、例えばここに記載されていない公表不可なんていうのはいり得るのかな。そこのところはよく私には理解できないけど。

小林産業労働部次長 私も委員とは全く思いは同じでございまして、やはり山梨のイメージに合った、それに立地してもらいたいわけでもございまして、そういった点では危ない企業、あるいはいろいろ問題がありそうな企業というのは、やはり山梨県には来てほしくないと私は思っております。

高野委員 何しろよく、主な製品とかこういうところは、やっぱりある程度はつきりしてもらって、公表不可とかは何のための公表不可なのかよくわからないんだけど、そういう人より、公表可能な企業を選んで山梨には入れてください。公表不可は要りません。

（観光施設の整備について）

白井委員 観光部にお尋ねしますが、平成23年度の決算の中にもインフラ整備とか観光資源の云々とかいう予算が何かしらあるはずで、今、ここに県土整備部もいるのですが、例えば観光部が企画して、インフラの整備をする、これは観光部も農務部に属する予算を執行したりするなどいろいろある、県土整備部もそうだと思うけれども、一般的には、インフラ整備というか、普通なら県土整備部に属するようなもの、観光部ではアバウトに何か1つの線を切って、こういうことは観光部が直接やるとか、これは県土整備部に委ねるといった具体的な中身が明確に言えますか。

芹沢観光資源課長 今回の観光施設の整備ということでございますが、まず1つは補助金がございまして、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金で各市町村、あるいは山小屋のトイレの整備について支援を行っております。あとは、県の観光施設について維持管理を主にやっている状況でございます。

白井委員 具体的に言いますと、昇仙峡に馬車道がある。その馬車道に樹木の枝が道をさえぎり、あまりにも通行を邪魔したり、危険を生ずるようで、樹木の手入れがよくなされていないということをおは何度か、中北建設事務所、あるいは観光部にも言ったことがあります。すると、景観がどうか、国立公園地域だから云々だとか、いろいろなことを言っていました。数日前も観光業者の方とお会いしたんですけど、馬車道にいろいろな樹木の枝等が突き出してきて、視界とかいろいろな意味で邪魔なんだけど、何でこんな程度のことを速やかにやれんのかと、こういう話があったんです。今、せっきゃくそれぞれの部局の幹部が出席していますので、お尋ねしたいんですけども、私は、国立公園地域、あるいは景観などいろいろなことを言うのはまるっきりわからんわけじゃないけれども、じゃ、視界が悪くて交通事故が起こってもいいんですか。それは困りますと言うだろうから、何が優先されるかといった

ら、人命が優先される、安全が優先されるということだろうと思う。このことについて、県土整備のほうで誰か答弁できる人いますか。

鈴木道路管理課長 昇仙峡の馬車道というお話でございますが、あそこは県道でございます。樹木につきましては、樹木が生えているところが県道敷きではないというような場所もございます。それにつきましては、今、委員おっしゃられましたように、交通安全とか、事故が起こっては危ないというふうなことも踏まえまして、まず所有者の方に伐採のお願いをするというふうなことが 1 つございます。現に本当に危ないということで、所有者も切っていただけないということになれば、道路の管理上やむを得ないということで伐採をするということもございます。今、手入れがされていないというお話もございましたけれども、またその辺は、関係機関とかそういった方とお話をしながら、良好な状態に保てるようにと思っております。

白井委員 本庁が直接するわけではないと思うんだけど、だから、私は中北建設事務所の課長や担当に来てもらって現場を見てもらったりしているんだけど、その程度のことが一向に進まないということは、今、課長は、道は県土整備部だけれども、樹木は所有者のものとか云々と言っていました、民間のものであろうがなかろうが、彼らは日本一の渓谷だと言っているわけ。日本一の渓谷であって、歩く人もいる、車で通る人もいる。しかし、安全が確保できない。県議会議員に言っても、いつになっても何でこんなことができないんだなんていって数日前もお叱りを受けたんです。確かにものには限度があるので、この辺は我慢してくれというようなこともあるのかもしれないけれども、私はつい昨今そこを歩いていないので、今現在の様子は全く知りませんので、聞いたとおりのことしか言えないんだけど、ぜひ至急、調べてください。観光資源を何とかするかんとかするなんていう話を始終聞くけれども、彼らに言わせれば、くどいようだけど、日本一の渓谷美だと言っている。その日本一の渓谷美のその道路が危険だと言われること自体が情けない。観光部がするのか、県土整備がするのか知らんけれども、ぜひ可及的速やかに対処してください。

鈴木道路管理課長 今おっしゃられましたように、非常に危ないという状況でしたら、本当にまずいことだと思っておりますので、また個々具体には中北建設事務所などと話をしまして対応したいと思えます。

※認第 1 号 平成 2 3 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

討論 なし

採決 賛成多数で認定すべきものと決定した。

※認第 2 号 平成 2 3 年度山梨県公営企業会計決算認定の件

討論 なし

採決 全員一致で認定すべきものと決定した。

その他 ・委員長報告の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

決算特別委員長 木村富貴子